

令和5年3月10日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社フソウ（所在地 香川県高松市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 河原 利幸（内線：2511）

○契約課 課長補佐 小林 和生（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子（内線：5880）

経理調達課 課長 磯谷 智彦（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社フソウ	香川県高松市郷東町792-8

2. 指名停止措置期間

令和5年3月10日から令和5年5月9日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

なお、公訴時効（3年）が成立している。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の使用人らが贈賄を行ったとの報道がなされており、公訴時効（3年）が成立していることから逮捕等は行われていないが、贈賄を行った事実が明確なことから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内